

静岡県が実施する「県単独特定疾患治療研究費の給付」の 取扱い変更について

静岡県が実施する県単独特定疾患治療研究費の給付の取扱いが変更となります。

【公費負担者番号の変更】

変更後	変更前
86. 22. 602. 4	51. 22. 602. 5

- ※ 平成30年10月診療分以降のレセプトに「51. 22. 602. 5」を記録（記載）されている場合は、返戻となりますのでご注意願います。
- ※ 平成30年9月診療分以前のレセプトについては、「86. 22. 602. 4」を適用して処理します。
- ※ 受給者証の発行等に関しては、静岡県へお問い合わせ願います。
静岡県健康福祉部 医療健康局 疾病対策課
TEL 054-221-3393、2539

【制度の概要】

原因不明や治療法が確立していないなどの特定疾患については、治療が長引き完治しにくいことから、県が単独で指定した特定疾患に対する調査研究の推進や療養環境の整備とともに治療研究費を助成するための制度です。

【対象医療機関等】

静岡県内の各市町に住所を有する保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション

【対象者】

県が指定した対象疾患に罹患しており、各疾患の診断及び認定の基準を満たしている方。

- ・橋本病
- ・突発性難聴

医療保険各法や高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療、または介護保険の医療サービスを受けており、各種健康保険の被保険者またはその被扶養者である方。

国や県が、申請の際に提出していただいた治療データを活用し、原因究明や治療方法の開発等の調査研究を進めることに同意している方。

【自己負担額】

自己負担割合は2割（70歳以上で自己負担割合1割の方は1割）

<自己負担上限月額>

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ 長期	人工呼吸器 等装着者
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税（世帯）	本人年収 ～80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1万円未満		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000円	20,000円	

【その他】

- ・入院時食事療養費は助成の対象外となります。
- ・院外処方による薬局での保険調剤、訪問看護について一部負担が発生します。

【取扱の変更開始年月】

平成30年10月診療分から

【ご対応事項】

公費負担者番号の変更（追加）に当たりますは、ご利用のシステム（レセコン）の変更等の有無について、お早目にご利用のシステム会社へご確認をお願いいたします。